

## 記者会見資料

担当課名	医療助成課
担当者名	課長 池永 課長補佐 清原
連絡先	803-1219 内線：5720

### 岡山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について (甲第33号議案)

#### 1 改正理由

子ども医療費助成制度について、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、子育ての負担感や不安感をやわらげる支援として制度の拡充を行います。

#### 2 改正概要

##### (1) 助成対象

- 通院の助成対象を 小学校卒業まで から 高校卒業まで
- 入院の助成対象を 中学校卒業まで から 高校卒業まで

##### (2) 自己負担額

- 小学生の外来医療費を 1割負担 から 無料
- 中学生の外来医療費を 3割負担 から 1割負担
- 高校生の外来医療費を 3割負担 から 1割負担
- 高校生の入院医療費を 3割負担 から 無料

※高校生とは、在学の有無に関わらず18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者

#### 3 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(参考)

改正前	通院	入院
就学前	無料	無料
小学生	1割	無料
中学生	(3割)	無料
高校生	(3割)	(3割)



改正後	通院	入院
就学前	無料	無料
小学生	無料	無料
中学生	1割	無料
高校生	1割	無料